

経済情報ピックアップ

11月

◆新協定「TPP11」の大筋合意について

- 11月11日に、米国を除く環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に参加する11か国は、新協定「TPP11」（正式名称：「包括的及び先進的な（CP）TPP」）に大筋合意し、閣僚声明を発表しました。
- 9日の閣僚会合での大筋合意後、カナダが突然反発し、首脳会合の開催が急遽見送られる混乱が生じましたが、10日に閣僚間で内容を細部まで再確認し、改めて大筋合意に辿り着きました。
- 元々のTPP合意のオリジナル版から、米国がTPPに戻るまで実施を先送りする「凍結」項目は20項目となりました。当初60項目にも及ぶとされていたものが1/3にまで絞り込まれたうえ、関税の撤廃、電子商取引のデータの流通制限の禁止などのTPPの「目玉部分」は大枠で維持されました。凍結項目は、医薬品の開発データ保護期間（原則8年）や著作権の存続期間（作者の死後70年）等、知的財産を巡るものが半分以上を占めています。
- 一方、カナダによる自国文化を保護するために外国からの投資を例外的に制限できる「文化例外」のほか、ベトナム、マレーシア、ブルネイの計4項目が署名までの継続交渉となっています。
- 今後、当該11か国は、これらの継続交渉案件を詰め、来年前半にも署名し、2019年の発効（6か国の締結完了日の60日後に効力が発生）を目指すとしています。もし実現すれば、アジア太平洋地域に及ぶ初めてのメガ協定となります。
- そもそも、TPPは、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国で、高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し、交渉が進められてきた経済連携協定です。
- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境等、幅広い分野で「21世紀型のルール」を構築するという意欲的な取り組みでした。
- 12か国で2015年10月に大筋合意し、2016年2月に署名を完了しました。日本は、2017年1月に国内手続を完了し、寄託国であるニュージーランドにその旨通報しTPP協定を締結しました。
- しかしながら、2017年1月の米国によるTPP離脱

表明を受け、発効ができなくなったため、米国以外の11か国間で協定の早期発効を目指して、5月から協定修正の協議を行ってきました。

- オリジナルの協定には、米国の要求で盛り込まれた項目が数多く含まれていたため、米国に譲歩した国々の間では、そのままでは協定を結べないとして、どの項目を見直すか議論されました。
- 米国が抜けた結果、「TPP11」の世界全体に占める割合（2014年）は、GDPで14.0%（元々のTPP36.3%）、世界貿易額で15.1%（同25.7%）。日本の輸出に占める「TPP11」の割合（2014年）は、12.3%（同30.9%）、同輸入15.8%（同24.6%）と、やや小粒にはなりましたが、それでも世界的にみるとかなりのウエイトを占めています。
- また、オリジナルのTPPにおける関税交渉の結果について、内閣官房TPP政府対策本部（現TPP等政府対策本部）が当時整理していた資料をみると、まず、農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化を確保しています。
- すなわち、TPP交渉参加各国（12か国）の関税撤廃率（品目数ベース）は、日本が95%、カナダ・メキシコ・ペルーが99%、その他8か国が100%。また、農林水産品の各国の関税非撤廃比率は、日本が17.7%（即時撤廃52.9%）であるのに対し、その他11か国で最も高いカナダでも5.4%となっています（11か国平均1.5%＜即時撤廃85.1%＞）。
- また、自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、わが国の輸出を支える工業製品について、11か国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現しています（即時撤廃率86.9%）。
- このように、関税の撤廃の部分だけみましても、日本にとってメリットは決して小さくありません。
- この間、米国は、11月10日のトランプ大統領のアジア戦略に関する演説で、「公正で互惠貿易の原則を守る国とは2国間の貿易協定を結ぶ。主権を放棄するような大きな協定には取り組まない」と発言しています。
- 米国はTPP等の多国間協定から2国間協定に軸足を移す姿勢を改めて鮮明にしており、米国のTPPへの復帰は難航しそうです。
（筑波総研チーフエコノミスト 渋谷康一郎）